

投票所

投票所別対象地区を掲載

投票権のある人には、投票日前に入場券が郵送されます。投票所をご確認ください。

第1投票区
邑楽町共同福祉施設

【対象地区】
▶天王元宿(5区)
▶十三坊塚(6区)
▶上下西宿(7区)
▶前瀬戸宿(8区)
▶千原田向地(9区)

第2投票区
邑楽町立集会所

【対象地区】
▶横町化楽(3区)
▶光善寺(15区)
▶新中野(33区)

第3投票区
明野公民館

【対象地区】
▶前谷東原(2区)
▶鶉新田(14区)
▶明野(34区)
▶下中野(1区)
(1~6班, 12・13班)

第4投票区
鶉区民館

【対象地区】
▶鶉上(12区)
▶鶉下(13区)
▶下中野(1区)
(7~11班, 51班)

第5投票区
邑楽町役場

【対象地区】
▶前原(4区)

第6投票区
11区公民館

【対象地区】
▶谷中蛭沼(11区)
▶住谷崎(21区)

第7投票区
おうらこども園

【対象地区】
▶藤川(16区)
▶秋妻(17区)
▶一本木(18区)

第8投票区
邑楽町勤労青少年ホーム(ヤングプラザ)

【対象地区】
▶大根村琵琶首(10区)
▶渋沼(19区)
▶石打(20区)

第9投票区
長柄公民館

【対象地区】
▶坪谷(22区)
▶水立大黒(23区)

第10投票区
第25区ふれあいセンター

【対象地区】
▶西ノ根宮内中島(24区)
▶馬場大林(25区)
▶寺中(26区)

第11投票区
狸塚総合研修センター

【対象地区】
▶十三軒(27区)
▶店高原(28区)
▶本郷江原(29区)

第12投票区
赤堀転作促進集落センター

【対象地区】
▶古家十軒(30区)
▶大谷端宿赤東(31区)
▶開拓(32区)

Gunma 県議会議員選挙

■投票日
4月7日 日

午前7時~午後8時

入場券は忘れずお持ちください

■投票場所・持ち物

投票所と投票区域の地区は、左ページの表のとおりです。投票権のある人には、町選挙管理委員会から投票日前に入場券が郵送されます。入場券が届かない人や、なくしてしまった人は、町選挙管理委員会へご連絡ください。

■投票できる人(次の①と②のいずれにも該当する人)

- ①投票日に満18歳以上の人(平成13年4月8日以前に生まれた人)
 - ②平成30年12月28日以前から邑楽町の住民基本台帳に引き続き記録されている人
- ※入場券が届いても、投票する前に転出すると投票できなくなる場合があります。事前にお問い合わせください。

■期日前投票期間

3月30日(土)~4月6日(土)

時間▶午前8時30分~午後8時

場所▶役場1階ロビー

県議会議員選挙 町議会議員選挙 共通事項

期日前投票について
投票日当日に仕事やレジャーなどで投票できない人は、前もって期日前投票をすることができます。

不在者投票について
病院や施設での不在者投票
▶町選挙管理委員会の指定した病院や施設などに入院、または入所している人は、不在者投票をすることができます。病院長または施設長に申し出てください。

郵便による不在者投票
▶身体が不自由で投票に行けない人のために、郵便で投票できる制度があります。該当する人は事前に申請してください。

対象者:要介護状態区分が要介護5の人や身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている重度の身体障害者
▶長期出張や出産などにより他市区町村に滞在しているため、投票日や期日前投票期間中に邑楽町の投票所に行くことができない人は、滞在する市区町村の選挙管理委員会、不在者投票をすることができます。
詳しくは、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

ぐんまを創る 4月は統一地方選挙の月です。

あなたの一票が

おうらを創る

[Monthly PickUp]

●投票・開票結果は、町ホームページから確認することができます。
<https://www.town.ora.gunma.jp>



問合せ先
町選挙管理委員会(役場総務課内)
☎47-5006(直通)

■立候補予定者等説明会

町選挙管理委員会では、4月21日(日)執行予定の邑楽町議会議員選挙の立候補予定者を対象にした説明会を以下の通り行います。

期日▶3月18日(月)

時間▶午前10時~

場所▶役場3階大会議室

※農地を一時転用して選挙事務所などを設置する場合は、事前に農業委員会の許可が必要です。詳細については町農業委員会(☎47-5028)にお問い合わせください。

■投票日
4月21日 日

午前7時~午後8時

入場券は忘れずお持ちください

■投票場所・持ち物

投票所と投票区域の地区は、左ページの表のとおりです。投票権のある人には、町選挙管理委員会から投票日前に入場券が郵送されます。入場券が届かない人や、なくしてしまった人は、町選挙管理委員会へご連絡ください。

■投票できる人(次の①と②のいずれにも該当する人)

- ①投票日に満18歳以上の人(平成13年4月22日以前に生まれた人)
 - ②平成31年1月15日以前から邑楽町の住民基本台帳に引き続き記録されている人
- ※入場券が届いても、投票する前に他の市町村に住所を移した人は投票できない場合があります。

■期日前投票期間

4月17日(水)~20日(土)

時間▶午前8時30分~午後8時

場所▶役場1階ロビー

町議会議員選挙

